結婚新生活補助金の対象ですか？

令和8年1月1日から令和9年2月28日までに
婚姻届を提出しましたか？
→ いいえ → 対象外

はい

夫婦共に婚姻日に39歳以下でしたか？
→ いいえ → 対象外

はい

結婚するにあたり令和8年4月1日から令和9年2月28日までに
市内の住居を購入、リフォームまたは賃貸しましたか？
（契約者は夫婦の双方またはいずれか一方である）
→ いいえ → 対象外

はい

その住宅の住所に、夫婦の双方またはいずれか一方が
住民登録をしていますか？
→ いいえ → 対象外

はい

令和7年中の夫婦の所得の合算額は500万円未満ですか？
※4月から6月に申請を行う場合は令和6年中の夫婦の所得合算額
（貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額を控除）
→ いいえ → 対象外

はい

市が指定する講座を夫婦ともに受講できますか？
→ いいえ → 対象外

はい

市税等の滞納はありませんか？
→ いいえ → 対象外

はい

他の公的機関の家賃支援又は住宅リフォーム助成を受けていませんか？
→ いいえ → 対象外

はい

申請することができます！

この他にも確認事項がありますので、
銚子市役所3階企画課企画室までお問い合わせください。
（問い合わせ先　☎ 0479－24－8904）

＊申請には戸籍謄本・所得証明書等添付書類が必要になります。